

航空法関係手数料令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 航空法関係手数料令（平成九年政令第二百八十四号）（抄）  
.....  
1





四 航空保 安施設に	(略)	者 うとする を受けよ 項の検査 二条第一 法第四十 準用する において 条第二項 第四十三 条第二項 において 準用する 法第四十 二条第一 項の検査 を受けよ うとする 者	三 航空保 安施設に ついて法 第四十三 条第二項 において 準用する 法第四十 二条第一 項の検査 を受けよ うとする 者		二 航空保 安施設に ついて法 第四十二 条第一項 の完成検 査を受け ようとし る者		
			衛星航 法補助 施設		衛星航 法補助 施設		
			地上直 接送信 型衛星 航法補 助施設	衛星経 由送信 型衛星 航法補 助施設	地上直 接送信 型衛星 航法補 助施設	衛星経 由送信 型衛星 航法補 助施設	
(略)	航空機を使用して検 査を行う場合であつ て、国土交通省の航 空機を使用するとき その他の場合	航空機を使用して検 査を行う場合であつ て、国土交通省の航 空機を使用するとき その他の場合	航空機を使用して検 査を行う場合であつ て、国土交通省の航 空機を使用するとき その他の場合	航空機を使用して検 査を行う場合であつ て、国土交通省の航 空機を使用するとき その他の場合	航空機を使用して検 査を行う場合であつ て、国土交通省の航 空機を使用するとき その他の場合		
(略)	六万千五百円	九十九万九百円	十五万千五百円	(略)	八万三千二百円	七十四万七千八百円	(略)

四 航空保 安施設に	(略)	者 うとする を受けよ 項の検査 二条第一 法第四十 準用する において 条第二項 第四十三 条第二項 において 準用する 法第四十 二条第一 項の検査 を受けよ うとする 者	三 航空保 安施設に ついて法 第四十三 条第二項 において 準用する 法第四十 二条第一 項の検査 を受けよ うとする 者		二 航空保 安施設に ついて法 第四十二 条第一項 の完成検 査を受け ようとし る者		
			衛星航 法補助 施設		衛星航 法補助 施設		
(略)			十五万千五百円	(略)		七十四万七千八百円	(略)

<p>五 航空保安施設について法第四十七条第二項の検査を受ける者</p>	<p>ついて法第四十五条第二項において準用する法第四十四条第四項の検査を受けようとする者</p>
<p>衛星航法補助施設</p>	<p>衛星航法補助施設</p>
<p>衛星經由送信型衛星航法補助施設</p>	<p>衛星經由送信型衛星航法補助施設</p>
<p>地上直接送信型衛星航法補助施設 航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき その他の場合</p>	<p>地上直接送信型衛星航法補助施設 航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき その他の場合</p>
<p>十四万七千円 八十六万四千九百円 十萬九千八百円</p>	<p>(略) 十五万五千五百円 八十一万六千六百円 六万千五百円</p>
<p>五 航空保安施設について法第四十七条第二項の検査を受ける者</p>	<p>ついて法第四十五条第二項において準用する法第四十四条第四項の検査を受けようとする者</p>
<p>衛星航法補助施設</p>	<p>衛星航法補助施設</p>
<p>十四万七千円</p>	<p>(略) 十五万五千五百円</p>